

講話「家庭・地域との連携を生かした道徳教育」

堺 正之 (福岡教育大学)

はじめに

この1年間の道徳教育をめぐる論議から－「徳育」提唱の背景－

○「徳育」のイメージ

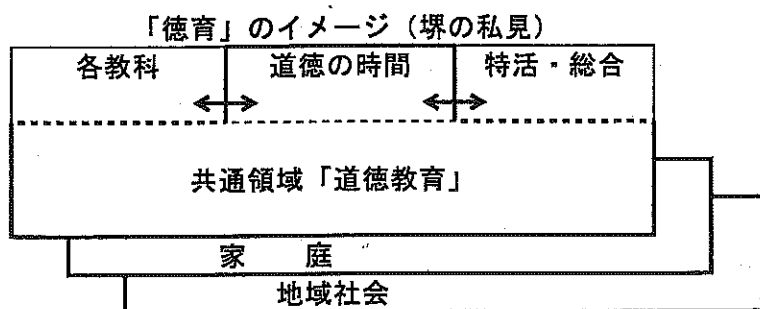
- ・教育再生会議 第一次報告 (平成19年1月24日)
「学校は、『道徳の時間』について十分な時間を確保し、……道徳教育を形骸化させない。」
- ・教育再生会議第二次報告 (平成19年6月1日)
「徳育を教科化し、現在の『道徳の時間』よりも指導内容、教材を充実させる。」
「国は、徳育を従来 of 教科とは異なる新たな教科として位置づけ、充実させる。」

○「徳育」≡「教科化された道徳の時間」というイメージでとらえていたが、「第二次報告」では「道徳教育」という言葉がでてこないことを考えると、「徳育」≡「道徳教育」に近づいたとも考えられる。

- ・「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日)－いわゆる「骨太の方針」－
「教育の基本である知・徳・体の原点に立ち戻り、基礎学力と規範意識を持った優れた人材を育成する」
「徳育を『新たな枠組み』により、教科化し、多様な教科書・教材を作成する。」
「徳育を教科化し、現在の『道徳の時間』よりも指導内容、教材を充実。」

○「徳育」は、歴史的には「知育」「体育」との対比においてその独自の意義が強調されてきた。日常用語としては、学校教育以外の場面、すなわち家庭教育や社会教育における規範意識の形成にかかわる働きかけをさしていることがある。真理の認識をめざす「知育」と心身の健康増進を目指す「体育」を結ぶものとして、「徳育」の今日的な意義を明らかにすることが考えられる。

○「徳育」提唱のねらいは、道徳の時間の「教科化」とそれに見合った名称の変更とともに、学習指導要領に「新たな枠組み」を作り出して学校・家庭・地域が一体となって取り組むべき共通の課題を提示することにあつたのではないか。



道徳の時間で何を育てるか

- (1) 内容の妥当性
- (2) 「道徳的実践力」のとらえ方
- (3) 学校・家庭・地域が一体となって進める道徳教育への位置づけ
※<資料1>参照

○「規範意識」をどのようにとらえるか

・改正「学校教育法」(平成19年6月20日成立)

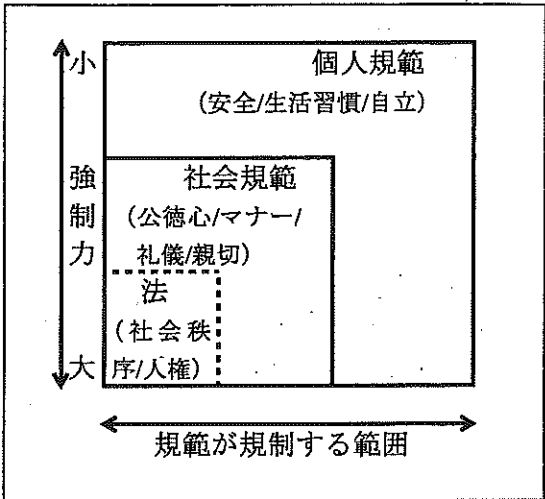
第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成18年法律第120号)第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
 1 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
 2～10 略

・文部科学省「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料」における定義

ここでは「規範」を「人間が行動したり判断したりする時に従うべき価値判断の基準」とし、「規範意識」を「そのような規範を守り、それに基づいて判断したり行動しようとする意識」としている。具体的には、「自他の生命や権利を尊重し、自他を身体的にも心理的にも傷つけてはいけない」又は「盗みをしてはいけない」などの社会的な基準を守り、その基準に基づいて、規律ある行動をすることができることとしている。

○道徳教育としてのとらえ方

- ① 規範意識を「内容」としてとらえる
 - ・軽重の差はあるにせよ、1から4の視点に互る性格を有する
 - ・「規範意識=道徳」というとらえかたもあるため、範囲を限定することが必要
- ② 指導方法上の問題としてとらえる
 - ・社会(家庭・学校・地域)の要請を理解させることが必要
 - ・社会における道徳との整合性を重視する
 - ・規範を守ることが自律と相反するといった見方を生まないようにする
 - ・自分のこととして考える(自律的かつ責任ある主体としての)態度を育てる



- ③ 新たな取り組みを要すると考えられる点
 - ・4の視点に限らず、「個人の自由の拡大」(1の視点)から「法」や「きまり」の意義を考えることにより、「心情」を大切にしながらも、これまで以上に「総合的な判断力」を育成する道徳教育を目指す
 - ・法教育の視点を導入する(法の意義についての理解・法規範に基づく善悪の判断・法的な価値の尊重)
 - ・人間は「相手の痛み」を感じとり、何とかしてあげたいと思うものであり(2の視点)、そのような関係の連鎖の中で人間社会が成り立っているとの見方を確認する
 - ・いずれの学年においても、各学年段階の特性に配慮しつつ、社会規範を尊重する意識が育まれるよう一貫した指導を行う必要がある
 - ・「約束」と「きまり」の区別と関係を明らかにする
 - ・犯罪/いじめ被害者の立場や心理についての理解が進むように指導を工夫する必要がある

○提案：道徳教育の全体計画及び道徳の時間の年間指導計画を保護者や地域住民に向けて公表する。

<資料2>

(1) 道徳教育

道徳の哲学は人間の在り方、なすべき行為を問題にしてきたが、ギリシア哲学以来、西欧哲学が暗黙のうちにその基準としてきたのは大人であった。そのなかで、子どもには社会で生きてゆくために必要な規範の体系を前提し、それを身につけることが求められ、またそれを身につけたものが社会において大人とみなされてきた。

また、東洋の伝統の中では、「善さ」を天の道（天道）とみると同時に、先王の作った「道」とする考え方があった。とくに孟子以来、個人的・社会的徳目と同一視される傾向が強まったといわれる。

これに対して、今日、道徳性を道徳の実質によって客観的に規定できると考えるような「倫理的絶対主義」は否定されるようになり、代わってコールバーグ理論のように普遍化可能性とか正義といった基準を求める傾向が強くなっているのである。

(2) 道徳教育

「徳育」は、歴史的には「知育」「体育」との対比においてその独自の意義が強調されてきた。日常用語としては、学校教育以外の場面、すなわち家庭教育や社会教育における規範意識の形成にかかわる働きかけをさしていることがある。また「徳」を本来の字義通り「本性」と受けとれば、それはすなわち人間性を高めるための教育ということになる。真理の認識をめざす「知育」と心身の健康増進を目指す「体育」を結ぶものとして、「徳育」の今日的な意義が明らかになるであろう。すなわち道徳を具体的な状況における行為決定とすれば、徳育は何が善いことかを知り判断する知性から行為する身体へと実践の指令を発する、一連の作業をコントロールする内面的な力、すなわち道徳的心情、判断力、実践意欲と態度を育てることであるといえる。

(3) 道徳教育

道徳を規範内容として決定しその上でこれを教えるということだけでなく、文化内容としての道徳に触れることを通して、子どもの精神内容を豊かにすることは重要であるといえる。また、成年（未成年）の程度に応じて、道徳性を高める教育であるといえる。

むろん、一口に未成年者といっても、さまざまな発達段階がある。そして基本権が人格的自律に由来するとすれば、未成年者の自律の助長促進という観点からの積極的措置が要請されるとともに、基本権の制約は未成年者の発達段階に応じ、かつ、自立の助長促進にとってやむを得ない範囲内にとどめられなければならないとする法学上の立場がある。「教育的配慮」と「未成年者の人格的自律に対する配慮」は道徳教育においてもそのバランスが問題になる。体罰の問題が端的に示すように、教育するという意図がいかに「善い」ものであったとしても、行為の教育的価値はその意図から正当化することはできないのである。

堺 正之「道徳の本質と道徳教育」村田 昇編著『道徳の指導法』玉川大学出版部 2003